

# 第3次無電柱化推進計画(素案)について

---

令和8年4月

# 第3次無電柱化推進計画（素案）について

## 「無電柱化の推進に関する法律」(平成28年（議員立法）)

### 目的(法第1条)

この法律は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、**無電柱化**(電線を地下に埋設することその他の方法により、**電柱又は電線**(電柱によって支持されるものに限る。)の**道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去する**ことをいう。)の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに無電柱化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

### 責務(法第3～5条)

1. 国 : 無電柱化に関する施策を策定・実施
2. 地方公共団体 : 地域の状況に応じた施策を策定・実施
3. 事業者 : 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発

### 無電柱化推進計画の策定(法第7条第1項)

**国土交通大臣は**、無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を図るため、**無電柱化の推進に関する計画を定めなければならない。**

### (法第7条第4項)

無電柱化推進計画を定めようとするときは、総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議するとともに、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴かなければならない。

## 無電柱化推進計画に定める事項(法第7条第2項)

- ① 無電柱化の推進に関する基本的な方針
- ② 無電柱化推進計画の期間
- ③ 無電柱化の推進に関する目標
- ④ 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

## 「第3次無電柱化推進計画」

【令和8年度初頭決定予定】

計画期間 令和8年度～12年度

### <目標>

- ・ 5年間で「第1次国土強靱化実施中期計画」での実施区間、電線管理者が単独地中化する区間も含め、約1,000kmの整備を実現。併せて約4,000kmの計画を策定。

(参考:第2次無電柱化推進計画 目標)

- ・ 約4,000kmの計画を策定

(参考) これまでの「無電柱化推進計画」

計画	計画作成年月日	計画期間
第1次	平成30年4月6日	平成30年度～令和2年度
第2次	令和3年5月25日	令和3年度～令和7年度

# 第3次無電柱化推進計画（素案）のポイント

## 〔取組姿勢〕

- 依然として電柱が毎年増えている状況を踏まえ、新設電柱の抑制や既設電柱の削減に**これまで以上に積極的に取り組み、電柱は増やさず確実に減らす**。特に、**緊急輸送道路については無電柱化を加速**する。
- 地域や現場の実情に応じて**多様な整備手法を活用**するなど、徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化延長を伸ばす。

## 〔計画期間〕

2026年度から2030年度までの5年間

## 〔推進目標〕

### 1. 防災・強靱化

激甚化・頻発化する災害に備え  
**道路啓開の実効性を早期に高める**

- ・優先整備区間を選定し、重点的に整備
- ・工事着手率に代えて、**整備完了率**を設定
- ・巨大地震に備え、**30年程度の中長期目標**を設定

### 2. 安全・円滑

通学路の安全対策と一体として  
**児童の事故リスクを着実に低減**する

- ・「**ゾーン30プラス**」内の通学路を対象に計画目標を設定
- ・新設電柱の占用制限を**バリアフリー特定道路、通学路に拡大**

### 3. 景観・観光

道路管理者と景観・観光部局の連携を強化し  
**地域全体で切れ目のない景観を創出**

- ・市町村における無電柱化推進計画策定を働きかけ
- ・計画の一体化など、**道路管理者と景観・観光部局等との連携を強化**

今後5年間

電線管理者が単独地中化する区間も含め、**約1,000kmの整備**を実現、併せて**約4,000kmの計画**を策定。

## 〔施策〕

### (1) 緊急輸送道路の電柱を減少

- ・道路啓開の観点から優先整備区間の無電柱化を推進
- ・沿道区域届出勧告制度を積極的に活用

### (2) 新設電柱の抑制

- ・道路事業等と併せた無電柱化の徹底
- ・市街地開発事業の財政支援における要件化

### (3) コスト縮減の推進

- ・側溝配線や地上配線など地域や現場の実情を踏まえた多様な整備手法の活用

### (4) 事業のスピードアップ

- ・手引き作成等による包括発注等の普及拡大
- ・電柱撤去を見据えた工事ロットの設定

### (5) 占用制限の拡大

- ・新設電柱の占用制限を通学路等にも拡大
- ・事業中区間は原則として既設電柱の占用制限を指定

### (6) 点検及び維持管理

- ・占用物件の安全性や維持管理の状況を定期的に確認
- ・電柱の老朽化状況も踏まえて無電柱化を検討

# 1. 激甚化・頻発化する災害に備え、道路啓開の実効性を早期に高める無電柱化

- **能登半島地震において電柱約3,480本**が倒壊・損傷し、道路啓開に支障が生じたことなどを踏まえ、防災分野における無電柱化を一層強化します。

## 主な取組

- **道路啓開の実効性を高める観点から**、高速道路ICから防災上の主要拠点を結ぶ緊急輸送道路等を、新たに**優先整備区間として選定**し、重点的に整備
- **効果の早期発揮**を図るため、工事着手率に代えて**整備完了率を新たな計画目標**として設定
- 切迫する巨大地震に備え、**今後30年程度の中長期目標を設定**
- 早期に**道路閉塞リスクを取り除く**ため、事業中区間については、原則として**既設電柱の占用制限**を指定

## 計画目標値 (R12年度)

### 優先整備区間

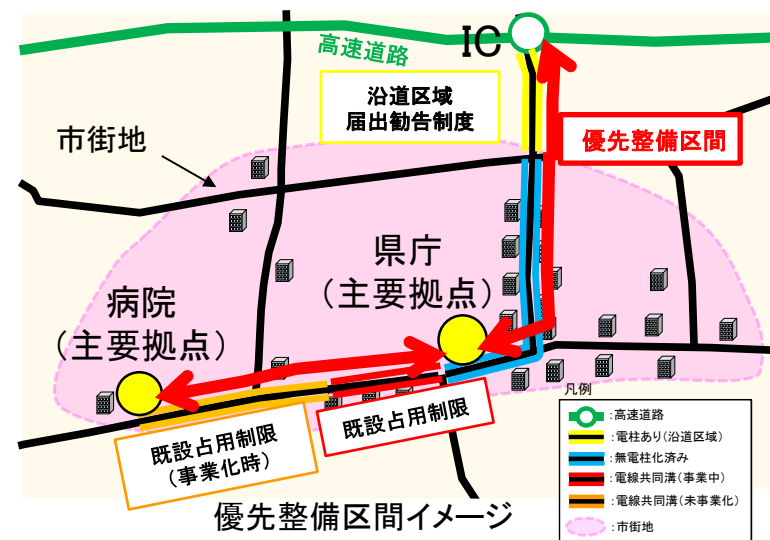
計画策定率 68%→概ね完了 **整備完了率 31%→41%**

### 市街地の第一次緊急輸送道路

計画策定率 70%→概ね完了 **整備完了率 55%→61%**

### 《中長期目標》

- ・ **今後30年程度**で、優先整備区間および市街地の第一次緊急輸送道路の**無電柱化の概成**を図る



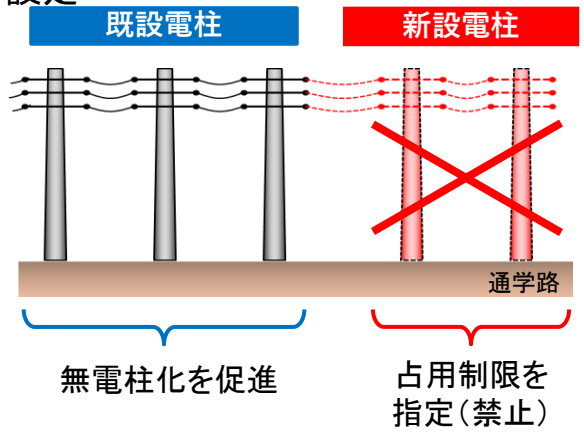
## 2. 通学路の安全対策と一体として事故リスクを着実に低減する無電柱化

■ 通学路\*の7割に電柱が存在し、**電柱を避けるために児童が車道にはみ出して通学**している実態を踏まえ、通学路における面的な安全対策と一体となって無電柱化し、事故リスクを着実に低減します。

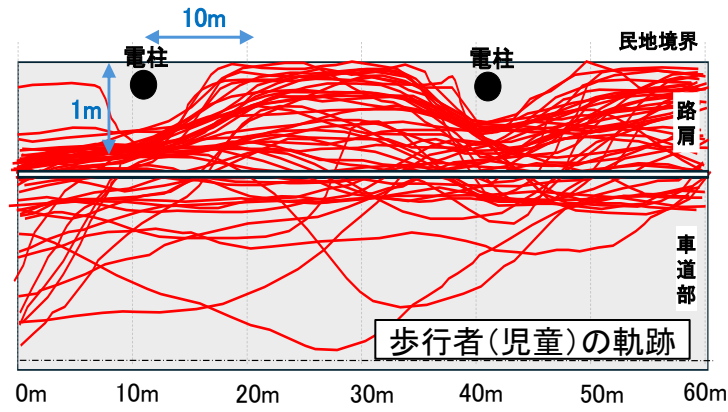
※ゾーン30プラス内の通学路

### 主な取組

- バリアフリーの特定道路に加えて、「**ゾーン30プラス**」内の**通学路**を対象に**新たに計画目標値**を設定
- 緊急輸送道路を中心に進めてきた**新設電柱の占用制限**について、**バリアフリー特定道路、通学路にも拡大**
- 狭隘な道路での無電柱化を推進するため、**側溝配線や屋側配線**など、地域や現場の実情に応じた**多様な整備手法**を活用し、**ピンポイントでの電柱撤去**も含めて無電柱化を推進



(参考)  
緊急輸送道路の  
新設電柱の占用制限指定率: 100%



### 計画目標値 (R12年度)

バリアフリー特定道路	計画策定率 50% → 57%
ゾーン30プラスの <b>通学路</b>	計画策定地区数 5地区 → 55地区

### 3. 地域全体で切れ目のない景観を創出する無電柱化

- **全国8割以上の市町村において無電柱化推進計画が未策定**であり、良好な景観形成に向けた面的な取り組みが進んでいないことを踏まえ、道路管理者と景観・観光部局等との連携を強化します。

#### 主な取組

- **市町村における無電柱化推進計画の策定**を働きかけ
- 景観計画や観光振興計画等と無電柱化推進計画を一体的に策定するなど、**道路管理者と景観・観光部局等との連携**を強化
- 地域の実情に応じて、側溝配線や屋側配線など**多様な整備手法を活用**

観光地へ向かう道路は無電柱化されているが、手前側で左右に伸びる道路の電柱・電線により、景観の連続性が失われている。

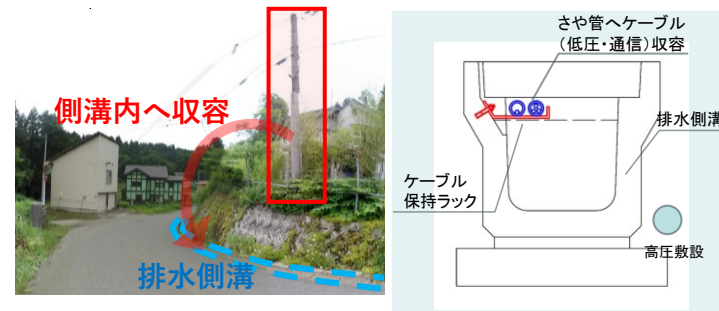


関係者の連携が図られていない事例(イメージ)

無電柱化済区間  
(観光地へ向かう道路)

無電柱化未整備区間  
(手前側で左右に伸びる道路)

※AI生成画像



側溝配線イメージ



屋側配線



地上機器の目隠し版

立上げ管路

地域の景観と調和した無電柱化の工夫

#### 計画目標値(R12年度)

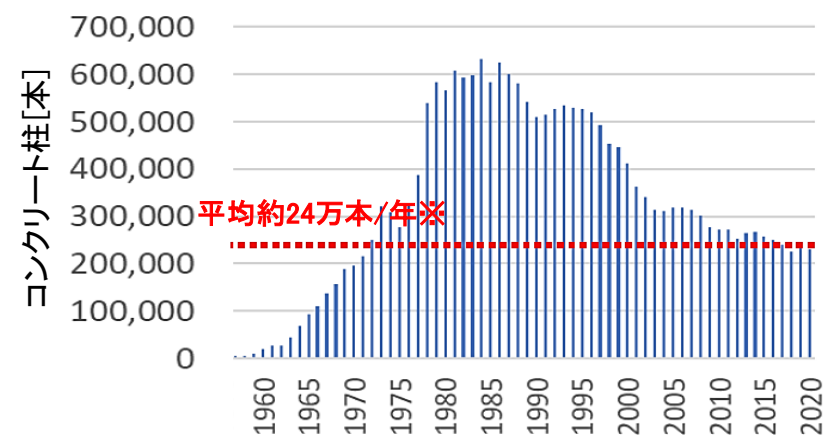
世界文化遺産周辺	計画策定率	49地区 → 58地区 (56%)
重要伝統的建造物群保存地区	計画策定率	69地区 → 80地区 (62%)
歴史まちづくり計画の重点区域	計画策定率	67区域 → 79区域 (56%)

# 4. 電柱の老朽化状況を踏まえた効率的な無電柱化

- 八潮市における道路陥没事故を踏まえ、道路管理者が電柱の維持管理状況を定期的に確認する。また、電柱の老朽化状況を踏まえ、無電柱化を検討するなど、効率的に無電柱化を推進します。

## 高度経済成長期に整備された電柱の老朽化が進行

〔コンクリート柱の経年分布〕



※2016～2020年度の平均  
 ※一般送配電事業者10社の設備(2020年度末時点) ※通信柱の経年分布は不明  
 (出典)広域系統長期方針(広域運送系統のマスタープラン)(別冊(資料編))2023年3月 資料を加工

道路管理者が電柱の維持管理状況を電線管理者から定期的に確認

電柱の老朽化状況を踏まえ、無電柱化を検討するなど、効率的に無電柱化を推進

## 外部要因により発生した劣化が経年により進行した事例



コンクリートの剥離・内部鉄筋の錆



クラック

(出典)  
 左: 関西電力送配電HP  
 右: 高経年設備の更新計画について(北陸電力株式会社)



地下占用物連絡会議

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破裂に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
  - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ **強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずるために、今特別国会に法律案を提出**
- ▶ 加えて、下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策委員会において、「占用物件の損壊時に道路利用者や道路交通へ与える影響が大きい電柱についても地下占用物件と同様の対応を進めるべき」と示された。



埼玉県八潮市の事故現場  
(令和7年1月31日)

## ① 道路占有者と道路管理者の連携強化

道路占有者と道路管理者との間で「**占用物件等維持修繕協定**」を締結できる制度を創設 【道路法 新第20条の3】

<無電柱化に活用できる内容>

- **電柱倒壊時の道路啓開にあたって、電柱・電線の撤去作業は電線管理者自らが実施する感電防止措置、電線切断などが必要であり、道路管理者（土木業者）だけでは対応出来ないため、災害時の対応を定めた協定の締結が有用。**
- 整備局、都道府県では、災害協定の締結が進んでいるが、**役割分担や費用負担などの考え方が協定毎に異なっている。**



道路啓開作業

**法改正事項** 協定により道路管理者と電線管理者の**災害時の役割分担や費用負担の方法を明確化**

## ② 占用許可制度の見直し

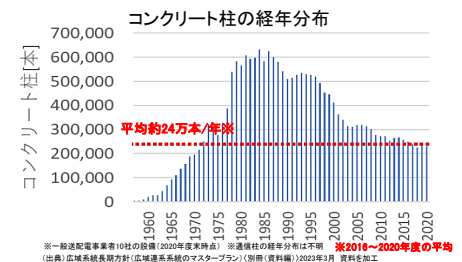
占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加 【道路法 新第32条第2項第8号】

<無電柱化に活用できる内容>

- **電柱・電線の点検計画、点検結果、修繕記録等を把握できていない。**
- 高度経済成長期に建設された**電柱の老朽化が進行。**

**法改正事項** 占用許可申請時に**電柱の維持管理に関する事項（点検計画）を把握**

**運用** 省令に基づき報告いただく点検結果、修繕記録等を踏まえ、電柱の更新に合わせて無電柱化を検討することを電線管理者に要請



# 第3次無電柱化推進計画(素案)の概要 (1/2)

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1. 取組姿勢

・依然として電柱が毎年増えている状況を踏まえ、新設電柱の抑制や既設電柱の削減にこれまで以上に積極的に取り組み、**電柱は増やさず、確実に減らす。**

特に、緊急輸送道路については無電柱化を加速化する。

・地域や現場の実情に応じて、多様な整備手法を活用するなど、徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化延長を延ばす。

・事業の更なるスピードアップを図る。

### 2. 適切な役割分担

無電柱化の目的に応じ、適切な役割分担のもと、関係機関が連携して無電柱化を推進する。

(防災・強靱化目的)

・市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は、**道路管理者が道路啓開等の観点から優先順位を明確**にし、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間等を除き道路管理者が主体的に実施する。

・長期停電や通信障害の防止を目的とする区間、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施する。

(交通安全、景観形成・観光振興目的)

・安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は、**地域の関係者が協働して面的な対策を計画**するなど、道路管理者、地方公共団体が主体的に実施。

・道路事業、市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者及び関係する事業者が連携。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

2026年度から2030年度までの5年間

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

### ①防災・強靱化の推進

緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間、離島や山間部を含め、電力や通信のレジリエンス強化の観点で効果的な区間。

[指標]

優先整備区間(約4,700km)

計画策定率 68% → 概ね完了、整備**完了率** 31% → 41%

市街地の第一次緊急輸送道路(約10,000km)

計画策定率 70% → 概ね完了、整備**完了率** 55% → 61%

### ②安全・円滑な交通確保

バリアフリー法に基づく特定道路、通学路 等。

[指標]

バリアフリー特定道路(約4,450km) 計画策定率 50% → 57%

**ゾーン30プラスの通学路**(263地区)

計画策定地区数 5地区 → 55地区

### ③景観形成・観光振興

世界遺産周辺、重要伝統建造物群保存地区 等。

[指標] 計画策定地区数

世界文化遺産周辺(104地区) 49地区 → 58地区

重要伝統的建造物群保存地区(129地区) 69地区 → 80地区

歴史まちづくり重点区域(141区域) 67区域 → 79区域

以上の目標を達成するため、電線管理者が単独地中化で実施する区間も含め、**約1,000km**の整備を実現する。併せて、**約4,000km**の計画を策定  
そのほか、市街地開発事業等における無電柱化を進める。

切迫する巨大地震へ備えるため、**今後30年程度**で、優先整備区間及び市街地の第一次緊急輸送道路の**無電柱化の概成**を図る。

本計画で定めた目標値を踏まえて、**レベニューキャップ制度**の第二規制期間の無電柱化の**目標値を策定**。

## 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策

### 1. 緊急輸送道路の電柱を減少

- ・「第1次国土強靱化実施中期計画」により緊急輸送道路の無電柱化を推進。
- ・**高速道路ICから広域防災拠点間を結ぶ路線など**、道路啓開の観点から優先的に整備する区間の無電柱化を推進。
- ・道路閉塞のリスクを取り除くため、電線共同溝の**事業中区間においては原則として既設電柱の占用制限**を指定。
- ・沿道民地の電柱について、優先整備区間において、電線共同溝や、要請者負担方式、単独地中化など、**多様な手法**を用いて無電柱化を進めるほか、**沿道区域届出勧告制度を積極的に活用**。

### 2. 新設電柱の抑制

- ・道路事業・市街地開発事業等の実施に際し、**電柱新設の原則禁止の徹底を図るとともに**、市街地開発事業等において、**施工事例や優良事例等を整理した各種ガイドライン等の策定・更新**や、**国の財政支援における要件化を検討**し無電柱化の徹底を図る。
- ・地方公共団体における無電柱化推進の取組を収集・横展開等により、無電柱化を着実に推進。

### 3. コスト縮減の推進

- ・**新たな整備手法や施工現場の改善等に関わる知見**を踏まえ、「コスト縮減の手引き」を更新し、普及促進を図る。
- ・効率的に無電柱化を推進するため、屋側配線や迂回配線、地上配線や側溝配線など、**地域や現場の実情を踏まえた多様な整備手法を活用し、ピンポイントで電柱を撤去することも含め**、地域の協力を得て推進。
- ・宅地開発で整備される道路の規模・性質も踏まえた**宅地開発用の設備設計マニュアル等を作成**。

### 4. 事業のスピードアップ

- ・**包括発注等の契約手続き、調整方法等をまとめた手引きを作成**し、地方公共団体への講習等を通じて、普及促進。
- ・**電柱撤去の迅速化を図るため**、合意形成の進め方、**工事ロットの設定**の考え方、管路の施工工程の見直し等を行う。

### 5. 占用制限の拡大

- ・交通安全の観点で、**バリアフリー法に基づく特定道路や通学路等での新設電柱の占用制限を拡大**。
- ・既設電柱の撤去を加速するため、**事業中区間においては原則として既設電柱の占用制限を指定**。(再掲)

### 6. 点検及び維持管理

- ・埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、電柱などの**占用物件の安全性や維持管理の状況を定期的に確認**。
- ・**電柱の老朽化の状況も踏まえて無電柱化を検討**するなど効率的に無電柱化に取り組む。

## 5. 無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1. 広報・啓発活動

2. 地方公共団体への技術的支援

3. フォローアップ